

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定する。

記

- 1 件名 令和7年度 土木工事設計積算システム改修業務その1
- 2 業務内容 本業務は、本市で発注する土木工事の設計積算に使用している「土木工事設計積算システム」のうち「水道工事積算システム」に関して、国土交通省の歩掛（水道事業実務必携）改定に伴う水道局独自歩掛の変更や設計積算の更なる効率化を図るため、水道局仕様の積算体系改良及び施工単価の新規作成などを行い、適正な積算かつ精査しやすい積算システムへの改良を行うものである。
- 3 業者特定 東芝デジタルソリューションズ株式会社 北海道支社
- 4 特定理由 「土木工事設計積算システム」の著作権は上記業者が有しており、今年度のシステム保守管理も受託（発注者：財政局工事管理室）しているため。
- 5 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、上記業者を特定者とした随意契約とする。
- 6 参考 一般部局においても同様に、上記業者を見積業者としている。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 発寒中学校緊急貯水槽遮断弁点検整備業務
2. 業者名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
3. 特定理由

本業務は、緊急貯水槽に設置している緊急遮断弁の機能を保持するための点検整備を行うものである。緊急遮断弁は緊急貯水槽として機能するために必要不可欠な設備であり、緊急時において確実に作動するよう定期的な点検整備を実施する必要がある。

本業務の対象機器は、前澤工業㈱が開発したものであるため、専用部品や点検整備に必要な技術資料は、製造業者の独自の仕様となっており、一般に公開されていないものである。また、機械施設の点検・修理・修繕および補修部品の販売は㈱前澤エンジニアリングサービスが担当している。

以上により、上記業者以外では本業務を履行することができない。
4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 料金統合サーバ運用支援及びシステム保守業務（下期）
- 2 業者名 株式会社 NTTデータ北海道
- 3 特定理由 本業務は、令和5年度に調達した料金システム用の統合サーバについて、運用支援及びシステム保守を行うものである。
料金統合サーバは、複数の業務システムが稼働しており、各業務システムは安定稼働が求められる重要性が高いものである。
よって、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作及び当局の運用環境等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、料金統合サーバを構築し、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作・当局の運用環境等について熟知している唯一の業者であり、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 イン트라ネットワーク変更業務（拠点追加対応）
- 2 業者名 NECフィールドディング 株式会社 東日本インテグレーション統括部 北海道営業部
- 3 特定理由 本業務は、新拠点の追加に対応するため、現行イントラネットの設計変更、増設機器の設定、テスト、機器設置、監視システムの変更、保守ドキュメントの追加・修正等を行うものである。
新拠点での業務は令和7年10月から開始するため、新事務所用のネットワーク構築と設置については、10月までにすべての作業を終える必要がある。この短期間で、現行ネットワークに影響を与えず、安全かつ確実に業務を実施するには、現行ネットワークの構成・設定・動作及び当局の運用環境等について熟知していることが要件となる。
上記業者は、令和6年10月から長期継続契約で実施している「水道局システム基盤運用管理業務」の受託者であり、当該業務内で業務ネットワークの運用管理を行っていることから、現行業務ネットワークのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作・当局の運用環境等について熟知している唯一の業者であり、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の13 第1項第2号

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場光通信装置保守点検業務
- 2 事業者名 菱照エンジニアリング株式会社
- 3 特定理由 本業務の対象機器であるテレコントロール設備は、取水・導水設備を遠隔制御ならびに常時監視するための機器であり、菱照エンジニアリング(株)が製作・納入したものである。
これらの点検業務を行う際、製造元が有する対象設備の専門知識・技術力がなければ機器の試験調整、機能回復ができず、また、過去の保守データを保有していなければ、機器の劣化診断ができない。
以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

内訳書

【単価契約】

種別	予定数量	単価(税抜)	単価×予定数量
廃プラスチック類(塩ビ系)	820	90	73,800
廃プラスチック類(非塩ビ・ゴム屑)	2220	90	199,800
金属くず(鉄くず・非鉄くず)	600	60	36,000
金属くず(照明器具安定器)	30	180	5,400
ガラス・陶磁器くず	480	70	33,600
混合廃棄物(廃プラスチック類・金属くず)	320	100	32,000
廃蛍光管(水銀使用製品産業廃棄物)	70	300	21,000
廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)	30	300	9,000
			計
			410,600

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託
- 2 事業者名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
- 3 特定理由 同社は旧環境事業団（特殊法人）のPCB廃棄物処理事業等を承継して設立された旧日本環境安全事業株式会社を平成26年に名称変更及び改組し、中間貯蔵事業とPCB廃棄物処理事業を実施する特殊会社で、国の監督のもとPCB廃棄物の処理を行っている。（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法による）
同社のPCB処理事業所は北九州、豊田、東京、大阪、北海道（室蘭市）の5ヶ所にあり、今回処理委託するPCBを使用した安定器の処理を行っているのは、同社北海道PCB処理事業所および北九州PCB処理事業所のみであり、かつ、処理費用そのものについては全国一律で定められており、輸送を含めて考慮すると競争の余地がないため。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第 2 号に該当すると判断されるため。
【特定調達契約の場合】
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。